⑵　一般会計予算と国内総生産

①　一般会計予算の規模を国内総生産と対比すると、次のようになる。

（表１）　一般会計予算規模及び国内総生産の推移

	一般会計(A)（億円）	うち一般歳出(B)（億円）	国内総生産(C)（名目・兆円程度）	(A)／(C)（％程度）	(B)／(C)（％程度）
28　年　度	967,218	578,286	540.2	17.9	10.7
29　年　度	974,547	583,591	553.5	17.6	10.5
29年度の対前年度伸率	0.8％	0.9％	2.5％程度	—	—

(注)１．28年度の(A)欄及び(B)欄は、当初予算の計数である。

２．28年度及び29年度の(C)欄は、29年度政府経済見通しによる。(28年度は実績見込み、29年度は見通し)

②　なお、29年度の政府支出の実質ＧＤＰ成長率に対する寄与度は、0.4％程度となる見込みである。

⑶　一般会計歳入予算

①　租税及印紙収入は、現行法による場合、28年度当初予算額に対して1,100億円増の577,140億円になると見込まれるが、個人所得課税、法人課税等の税制改正を行うこととしている結果、28年度当初予算額に対して1,080億円（0.2％）増の577,120億円になると見込まれる。

また、その他収入は、28年度当初予算額に対して6,871億円（14.7％）増の53,729億円になると見込まれる。

②　29年度における公債金は28年度当初予算額を622億円下回る343,698億円である。公債金のうち60,970億円については、「財政法」(昭22法34) 第４条第１項ただし書の規定により発行する公債によることとし、282,728億円については、「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」(平24法101) 第３条第１項の規定により発行する公債によることとしている。この結果、29年度予算の公債依存度は35.3％（28年度当初予算35.6％、補正（第３号）後予算38.9％）となっている。

（表２）　一般会計歳入予算の内訳

（単位：億円）

１．租税及印紙収入		
⑴　現行法を29年度に適用する場合の租税及印紙収入		577,140
⑵　税制改正による増△減収見込額	△	20
イ　個人所得課税		70
ロ　法人課税	△	30
（内国税計		40）
ハ　関税	△	60
⑶　29年度予算額⑴＋⑵		577,120
２．そ の 他 収 入		53,729
３．公　　債　　金		343,698
合　　計		974,547

（表３）　公債依存度の推移〈当初予算ベース〉

（単位：億円、％）

年　　度	一般会計予算規模(A)	公 債 発 行 額(B)	公 債 依 存 度（B／A）
25	926,115	428,510	46.3
26	958,823	412,500	43.0
27	963,420	368,630	38.3
28	967,218	344,320	35.6
29	974,547	343,698	35.3

５．分野別の概要

⑴　税制改正

29年度税制改正においては、日本経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくて済むよう配偶者控除等の見直しを行うとともに、経済の好循環を促す観点から研究開発税制や所得拡大促進税制の見直し等を行う。

あわせて、酒類間の税負担の公平性を回復する等の観点から酒税改革を行うとともに、日本企業の海外展開を阻害することなく、国際的な租税回避に効果的に対応するため、外国子会社合算税制を見直す。このほか、災害に関する特例の整備等を行う。

⑵　公務員人件費

国家公務員の人件費については、28年人事院勧告を踏まえた給与改定を行う一方、「経済財政運営と改革の基本方針2015」(27年６月30日閣議決定) に盛り込まれた「経済・財政再生計画」にあるとおり、給与制度の総合的見直し等を着実に推進することにより、人件費総額の増加の抑制を図ることとしている。

また、行政機関の定員については、内閣の重要政策に係るものに重点的に増員を措置して必要な体制を整備することとし、復興関連などの臨時的な重要課題に対応するための時限増員（454人）等を除き、行政機関全体で650人の純減を確保することとしている。なお、国家公務員の仕事と育児の両立支援等のための取組として、産前・産後休暇等の取得実態に応じ、各府省に別枠で定員を措置（地方支分部局等に148人）することとしている。

その結果、29年度予算における国家公務員の人件費は、一般会計及び特別会計の純計で、52,055億円（28年度当初予算比117億円、0.2％増）となっている。

地方については、国家公務員における給与制度の総合的見直しを踏まえた適切な見直しや定員純減等により、29年度においても引き続き給与関係経費の抑制を図ることとしている。

⑶　東日本大震災からの復興

東日本大震災からの復興については、29年度も引き続き、被災地の抱える課題の解決に直結する取組を着実に実施するとともに、復興のステージの進展に応じて生じる新たな課題に迅速かつ適切に対応することとしており、被災者支援や住宅再建・復興まちづくり、産業・生業（なりわい）の再生、原子力災害からの復興・再生などのための経費26,896億円を東日本大震災復興特別会計に計上している。

⑷　特別会計

28年度においては、「貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律」(平27法59) に基づき、貿易再保険特別会計を廃止した。その結果、29年度においては、特別会計の数は13となっている。

なお、特別会計の歳出総額から重複計上分等並びに国債償還、社会保障給付及び地方財政対策等を控除した額は、78,779億円となっており、さらに、東日本大震災からの復興に関する事業に係る経費を除いた額は、28年度当初予算額に対して1,053億円（２％）減の56,126億円となっている。